

議案第 39 号

橋本市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

橋本市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 27 年 2 月 23 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

橋本市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成 25 年橋本市条例第 15 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(記録の整備) 第 4 条 省令第 40 条、第 63 条及び第 84 条の規定は、指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う者が整備し、かつ、保存しなければならぬ記録について準用する。この場合において、<u>省令第 40 条第 2 項、第 63 条第 2 項及び第 84 条第 2 項中「その完結の日から 2 年間」とあるのは「その完結の日から 5 年間」と読み替えるものとする。</u>	(記録の整備) 第 4 条 省令第 40 条、第 63 条及び第 84 条の規定は、指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う者が整備し、かつ、保存しなければならぬ記録について準用する。この場合において、<u>省令第 40 条第 2 項中「その完結の日から 2 年間」とあるのは「当該指定介護予防認知症対応型通所介護を提供した日から 5 年間」と、省令第 63 条第 2 項中「その完結の日から 2 年間」とあるのは「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供した日から 5 年間」と、省令第 84 条第 2 項中「その完結の日から 2 年間」とあるのは「当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した日から 5 年間」とに読み替えるものとする。</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の橋本市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第 4 条の規定は、この条例の施行の日以後に整備され、及び保存された記録について適用し、同日前に整備され、及び保存された記録については、なお従前の例による。